

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

XII 政党

3 日本社会党

4 政策・方針

八五年度運動方針

第四九回定期大会で採択された運動方針は、第一部基本方針、第二部各局活動方針の二つに分かれ、第一部は「一、はじめに」、「二、内外情勢、(一)国際情勢、(二)国内情勢」、「三、八五年度運動の目標、(一)運動の基調、(二)運動の目標」、「四、党建設」、「五、結語」、という構成になっている。

運動方針は、まず政治情勢について、(1)自民党の過半数割れが常態なのに、野党間の信頼が不十分で中曽根政治の継続を許している、(2)自民党への「すり寄り連合」はとるべきでなく、国民の要求と共通政策にもとづいた、自民党主導にかわる連合政府を構想すべきだ、(3)そのため、政権を担える主体的条件を整備する必要がある、などの基本認識を示した。こうしたことから、社会党はさらに現実処理能力を身につけた党に生まれ変わる必要があるとして、路線問題では、「新宣言」の決定、政策面では中期社会経済政策の策定、運動を進める姿勢としては「二者択一型でなく、ゆるやかで確実な進歩と改革をめざし、平和と基本的人権にかんする問題では妥協しない」との方針のもと、地域に根を下ろした市民運動型の活動に力を入れる考えを示している。

また、運動方針は、当面の政治目標や政策課題のうち、政局への対応については、自民党の分裂などを待つのではなく、憲法擁護を軸に野党主体の連合をめざすよう訴えている。とくに新しい連合政権構想を幅広い視野から検討するため、公明・民社両党や労組・自治体代表らをふくむ「連合のための国民的プロジェクト」(協議機関)の設置が提唱された。また、朝鮮半島政策のなかで、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との友好を強調しながらも、「平和統一と民主回復を願う韓国内の諸勢力との連帯」に努めることも盛り込み、今後の韓国との交流に意欲を示している。この点では、従来「民主化勢力」としてきたのをあえて「諸勢力」と表現したことが注目された。なお、八四年一二月一三日の中央執行委員会で原案が決定されたさいに盛り込まれていた稼働中の原発を容認する部分は、大会論議のなかで削除された。運動方針のうち、「連合」にかんする部分はつぎのようになっている。

【八五年度運動方針(部分)】

一 昨年(八四)の総選挙では、野党協力のもとに自民党を過半数割れに追いこみ、党は、これまでの低落傾向に一応の歯止めをかける可能性を切り開きました。七六年以来、四度の総選挙のうち、八〇年の選挙を唯一の例外として、自民党の過半数割れは、むしろ、常態になっているとさえいえます。しかし、全般的な保守ムードのなかで、党の伸長度と

野党間の信頼関係が不十分なうえに、「連合」に未熟という条件も加わって、いま一歩のところまで中曽根政治の継続を許しているのが今日の特徴です。

中曽根首相は、この野党の状況に助けられて田中曽根政治を維持し、財界の二一世紀戦略を受けながら、対外的には日米基軸の立場から安保政策を進め、対内的には、戦後政治の総決算をかかげて財政再建、臨調行革、教育臨調によりながら危険な「改憲」の地ならしを進めています。しかも、高齢化、高学歴化、情報化など成熟社会が進展し、環境破壊や社会的病理現象が拡大しているにもかかわらず、今日の政治は、その解決への能力を示すことができず、ますます政治に対する無関心層の増大を生んでいます。

こうした閉塞した政治状況のもとでは今回の自民党の総裁「公選劇」にみられたように、野党の一部にも政治転換への種々のアプローチが生まれる要因がひそんでいます。

しかし、今日の政治勢力の配置からみて、自民党への「すり寄り連合」はとるべきではなく、国民の要求と共通政策に基づいた、自民主導に代わる連合政府を構想すべきであります。このため、党をはじめとする野党と国民の間に不動の信頼関係をうちたて、選挙協力のあり方など政権を担える主体の条件を整備し、連合に習熟する必要があります。

中期社会経済政策

八四年一二月一日、社会党と同党系の平和経済計画会議の学者グループは合同会議を開き、一九八〇年代後半から約一〇年間の基本政策となる中期社会経済政策の原案を、学者グループの「報告」の形でまとめた。これは、従来のような政策宣伝ではなく、連合政権を通じて実現をはかるべきものとして位置づけられ、その内容は、実質五%の経済成長による完全就業、高度福祉実現のための福祉目的税、さらに現在稼働中の原発の実質的な容認、農業保護の緩和と主要食糧の国家備蓄など、現実重視の姿勢を打ち出したものとなっている。とくに、このなかの原発容認などについては党内の反発が強く、一二月一日の両院議員総会、一二月二日の党政策審議会総合政策委員会、党原発対策全国連絡協議会臨時総会、全国国民運動部長・原発担当者会議などで、従来の方針の堅持を求める動きが相ついだ。しかし、このようななかで、一二月一五日に開かれた臨時中央執行委員会は、計画段階、建設中のものについては計画凍結や建設中止を求めつつも、稼働中のものについては、運転の継続を認める方針を正式に決定した。以上の経過を経て、一二月二〇日の中央執行委員会は「中期社会経済政策(総論)」を決定し、これは八五年一月の第四九回大会で正式に承認された。その後ひきつづいて、各論部分が検討されることになり、四月三日の政策審議会総合政策委員会を機に作業が開始された。

この日、各論づくりにあたる各分野の委員長が初めて顔を合わせ、重点政策課題として、完全就業の社会をどう実現するか、高齢化社会における新しい福祉システムをどう築くか、食糧、資源、エネルギー、環境問題と人間活動をどう調和させるかなど約一〇項目のテーマを選んで論議すること、各論づくりは党外の学者グループに委託せず、各基本政策委員会が責任をもって進めることなどが確認され、九月の中央委員会に間に合うように草案をまとめる段取りも決められた。

【日本社会党中期社会経済政策・総論(目次)】

第一部 中期社会経済政策の目標と手段

第一章 対象とする期間

第二章 政策の目標と手段

第一節 世界に貢献する日本

第二節 社会的成長の実現——くらしを変える

- I 社会的成長の質的側面——完全就業・福祉社会・社会資本
 - II 社会的成長の量的側面——潜在成長力を全面展開して実質5パーセント成長をめざす
 - III 質的・量的成長を支えるための諸政策
 - IV 社会的成長の場としての地域
- 第二部 中期社会経済政策の基本的手法
- 第一章 なぜ社会経済政策か
 - 第二章 中期社会経済政策における三つの手法
 - 第一節 政策にかんする基本的視点
 - 第二節 政策手法の基本——企業と政府と協同・連帯部門
 - I 企業と政府
 - II 参加・介入の具体化と協同・連帯部門の登場
 - III 社会システム化
 - IV 国の役割
- 第三部 中期社会経済政策を具体化するための諸条件
- 第一節 地球のおよび国際的条件
 - 第二節 国内の諸条件

なお、このうち原子力発電にかかわる部分は、つぎのようになっている。

原子力発電については、いまだにその安全性が確立されず、使用済み核燃料や廃棄物の処理についてもメドが立っておらず、人間の生命にかかわる危険性は、依然として除去されていない。また原発はコストの面からみても、すでに優位性を失っている。したがって、今後は省エネ政策の推進や代替エネルギーの開発・導入を進め、原子力発電に依存しない体制をできるかぎり早急に確立する。

原子力発電については、現在計画中のものは、すべて凍結する。建設中のものについては、今日のエネルギー需給の現状からみても緊急性が少ないので中止する。稼働中の原発については、安全性を追求し、これが確認できない以上、運転を中止させ、再審査、再点検を行なう。

高速増殖炉や再処理工場、ウラン濃縮工場廃棄物施設の建設は認めない。

朝鮮半島政策の転換

八四年一〇月二二日、石橋委員長はNHK番組の録画撮りで「私は実質的に韓国があることを認めている。先の朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)訪問では、その前提に立って、『韓国』とか『全斗煥大統領』という言葉を使った」と述べ、韓国の存在を実質的に認めているとの見解を公式に表明した。また、一二月二〇日の中央執行委員会で、社会党の朝鮮半島政策の基本を、(1)日朝関係の改善、(2)南北朝鮮と米国の三者会談の実現、(3)韓国内で民主主義回復のために闘っている諸勢力との連帯におくことを明記した見解を決めた。これは、最近の南北対話の動きや韓国内での総選挙へ向けた民主勢力の結集にも注目しており、対韓政策見直しの可能性もにじませた内容となっている。

経済摩擦打開の提言

社会党は八五年四月二八日付けで「日米経済摩擦打開の中期的提言」を発表し、日米経済不均衡の原因は、日本の市場開放の遅れにあるのではなく、日本の国内貯蓄超過と米国の投資超過にみられる構造的なものだとして、日米両政府に経済政策の転換を求めた。具体的な打開策としては、米政府にたいし、(1)巨額の軍事支出と所得税減税による財政赤字を解消する、(2)貴重な貯蓄を効率的に使う、(3)日本や欧州からの流入資本に過大に依存しない経済活性化政策へ転換する、(4)高金利とドル高を是正する、の四点を要求し、日本政府にたいしては、大規模減税、生活関連公共投資の拡大、高い貯蓄を効果的に吸収できる戦略産業の育成などで内需を活性化し、「低成長時代」から「中成長時代」に構造的に移行するよう政策転換すべきだ、としている。ちなみに、「こうし

た角度から日米経済のメカニズムを分析した党の文書は初めて」(社会党政審)のこと(『朝日新聞』八五年四月二九日付)である。

その他の政策

以上のほか、八四年七月以降の過去一年間に社会党が発表した主な政策・党見解はつぎのとおりである。いずれも『政策資料』に収録されており、カッコ内がその号数である。

(1)ロンドン・サミットについての見解、(2)過大規模学校分離促進のための法案、(3)社会党の年金改革構想(第三次案)、(4)刑事訴訟法の一部を改正する法律(案)、(5)育英奨学資金支給にかんする申し入れ(以上二一四号、八四年七月)、(6)国民教育審議会設置法案について、提案理由説明および法案、(7)男女雇用平等法案(社会・公明・民社・社民連共同提出)について、提案理由説明および法案、(8)風俗営業等取締法一部改正案(新風営法)にたいして、わが党の態度、(9)同・修正提案理由および要綱、(10)当面する郵便貯金問題にたいするわが党の見解、(11)訪問販売等にかんする法律の一部を改正する法律案の提案理由説明および要綱、(12)雇用保険法改正案の基本的問題点(以上二一五号、八月)、(13)一九八五年度(昭和六〇年度)予算要求(二一六号、九月)、(14)「行革審」の地方自治への介入にたいする批判と見解、(15)「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案」の提案理由説明および要綱(以上二一七号、一〇月)、(16)一九八五年度(昭和六〇年度)予算編成とわが党の考え方(二一九号、一二月)、(17)一九八五年度(昭和六〇年度)予算にかんする要求書、(18)「くらせる年金」=社会党の年金改革構想(案)(以上二二〇号、八五年一月)、(19)一九八五年度予算の政府案決定にあたっての申し入れ、(20)一九八五年度税正改正問題にたいする提言(以上二二一号、二月)、21昭和六〇年度政府予算にたいする組み替え要求、22「防衛費」GNP-%枠厳守についての申し入れ書(以上二二三号、四月)、23国鉄を「国民の国鉄」にする再建策(第一次草案)(二二四号、五月)、24ボン・サミットについてのわが党の見解と提言、25派遣労働問題にたいするわが党の態度、26「地域林業振興法案」の提案理由説明および要綱(以上二二五号、六月)

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
